

富山市危機管理基本指針

令和7年4月

富山市

第1章 総則.....	3
第1節 目的.....	3
第2節 定義.....	3
1 危機.....	3
2 危機管理.....	3
3 危機管理マニュアル.....	3
第3節 危機事象の区分等.....	3
1 市民の生命・身体・財産に直接被害を与える事象.....	3
2 市民生活に不安を与える事象.....	3
3 行政の信頼を損なう事象.....	3
第4節 地域防災計画等との関連.....	4
第5節 責務.....	4
1 各部局の責務.....	4
2 危機管理担当部の責務.....	4
3 職員の責務.....	4
第2章 平常時の危機管理対策.....	5
第1節 危機管理体制の整備.....	5
1 危機管理対策会議.....	5
2 危機管理連絡会議.....	5
3 防災危機管理責任者.....	5
4 防災危機管理担当者.....	5
第2節 危機管理マニュアルの整備等.....	5
1 各部局における危機管理マニュアルの整備.....	5
2 危機管理マニュアルに基づく体制整備.....	5
第3節 情報収集・伝達体制等の整備.....	6
1 連絡網の整備.....	6
2 情報伝達システムの整備.....	6
3 通信設備の整備.....	6
4 資機材等の整備.....	6
第4節 市民の協力確保.....	6
1 市民に対する啓発.....	6
2 市民の協力確保.....	6
第5節 事業者の協力確保.....	7
第6節 危機管理対策懇話会の設置.....	7
第3章 危機事象発生時の対応.....	8
第1節 事象レベルと初動体制、対応方針.....	8
1 第一報の報告.....	8
2 事象レベルの判定.....	8
3 所管部局が不明確な危機事象が発生した場合や、全庁的対応が必要な場合の対応.....	8
第2節 初動検討チーム.....	8
第3節 危機管理対策本部の設置.....	9
1 市危機管理対策本部.....	9
2 部局危機管理対策本部.....	9

3	危機管理対策本部室.....	9
第4節	情報収集・伝達.....	9
1	情報の収集.....	9
2	情報の報告.....	9
3	情報の管理.....	10
4	情報の伝達.....	10
第5節	応急対策.....	10
1	救助.....	10
2	避難.....	10
3	医療救護、保健衛生.....	10
4	応援の要請.....	10
5	二次被害の防止.....	10
第6節	広報対応.....	11
1	市民への広報.....	11
2	報道機関への情報提供.....	11
第7節	被害者の救済.....	11
1	生活相談.....	11
2	健康相談.....	11
3	生活支援.....	11
第4章	危機収束への対応.....	12
第1節	復旧対策の推進.....	12
1	安全確認.....	12
2	市民生活の安定.....	12
第2節	再発防止.....	12
別表1	危機管理マニュアルの構成例.....	13
別表2	事象レベルの判定基準.....	13
別表3	事象レベルに応じた初動体制と標準的な対応方針.....	14
別表4	初動検討チェックリスト.....	15
別表5	富山市危機管理対策本部組織図.....	16
別表6-1	市危機管理対策本部の分掌事務（本部室）.....	17
別表6-2	市危機管理対策本部の分掌事務（本部各部）.....	18

第1章 総則

第1節 目的

この基本指針は、富山市内及びその周辺において、危機が発生し、又は発生する恐れがある場合において、速やかに初動体制を確立し全庁的な対策を迅速に実施するための基本的事項について定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全及び市政の円滑な運営を確保することを目的とする。

第2節 定義

この基本指針で使用する用語の定義は次のとおりとする

1 危機

市民の生命・身体・財産に重大な被害若しくは損失を生じ又は生じるおそれのある災害・事故・事件及び市政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事象。

2 危機管理

危機事象への対処及び発生防止のための組織を指導し、管理する活動で、危機の抽出・整理、危機の予防対策、緊急対応への備え、発生時の対応及び収束への対応。

3 危機管理マニュアル

危機管理を適切に行うための組織単位から個人単位にいたるまで、必要な対応策をまとめた手順書。

第3節 危機事象の区分等

危機事象はおおむね次のとおり区分される。

1 市民の生命・身体・財産に直接被害を与える事象

- ・ 自然災害
- ・ 大規模な事故等
- ・ 大規模な市民の健康被害
- ・ 感染症被害
- ・ テロ
- ・ 武力攻撃事態（弾道ミサイル攻撃等）

2 市民生活に不安を与える事象

- ・ ライフラインの機能停止・障害
- ・ 有害物質等による環境被害
- ・ 地域の治安を脅かす事態

3 行政の信頼を損なう事象

- ・ コンピューターシステムの障害
- ・ 個人情報・保護情報の漏洩

- ・ 職員の信用失墜行為

第4節 地域防災計画等との関連

第3節に掲げる危機事象のうち、富山市地域防災計画及び富山市国民保護計画の対象とされている災害・事故等についてはこれらの計画に基づき対処するものとし、本指針を適用しない。

上記富山市地域防災計画及び富山市国民保護計画の対象とされている災害・事故等以外の危機事象については、国が、各省庁の所管に属することに関し、個別に基本指針、ガイドライン等を定めている場合は、富山市が独自に定めた場合を除き、国の基本指針、ガイドライン等に準拠し対処するものとする。

また、富山県が個別に基本指針、ガイドライン等を定めている場合も、富山市が独自に定めた場合を除き、富山県の基本指針等に準拠し対処するものとする。

第5節 責務

1 各部局の責務

各部局は、各部局において起こりうる危機事象を予め想定するとともに、その発生防止に努めなければならない。

危機事象発生時は、ただちに初動措置を講じるとともに、市長及び危機管理担当部（防災危機管理部）への報告や、関連部局及び関係機関との連携を図るなど、的確に対応しなければならない。

2 危機管理担当部の責務

危機管理担当部は、防災危機管理指導監の助言を求めながら、市の危機管理能力向上のため、企画、調整、研修、訓練等を実施するとともに、所管部局が不明確な危機事象が発生した場合や、全庁的対応が必要な場合には、関連部局及び関係機関との連携を図りながら、速やかに危機管理の措置を講じなければならない。

3 職員の責務

職員は、みずからの職務及び職責等に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、連絡体制の確認や、研修や訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努め、危機発生時においても迅速かつ的確に行動しなければならない。

第2章 平常時の危機管理対策

第1節 危機管理体制の整備

1 危機管理対策会議

市の危機管理対策、危機事象発生時の対応等、具体的な危機管理体制の整備等に関する必要な事項を協議、決定するため、危機管理対策会議を設置する。危機管理対策会議は、富山市政策調整会議等設置運営規程（平成17年4月1日富山市訓令第20号）第8条に掲げる部局長会議の構成員で組織するものとする。

2 危機管理連絡会議

庁内の連携と情報の共有化を図り、市における総合的かつ効率的な危機管理を図るため、危機管理連絡会議を設置するものとする。

危機管理連絡会議に関する事項は、富山市危機管理連絡会議設置要綱（令和5年4月改定）に基づくものとする。

3 防災危機管理責任者

各部局に防災危機管理責任者を置く。防災危機管理責任者は、各部局の長をもってあてる。

防災危機管理責任者は、各部局における防災危機管理に関する統括を行うものとする。

4 防災危機管理担当者

各部局に防災危機管理担当者を置く。防災危機管理担当者は、各部局調整担当課長もしくはこれらの者が指名する者をもってあてる。

防災危機管理担当者は、防災危機管理に関し担当部局の取りまとめを行うとともに防災危機管理担当部及び関係部局との連絡・調整を行うものとする。

第2節 危機管理マニュアルの整備等

1 各部局における危機管理マニュアルの整備

各部局は、危機事象発生時における被害等をできる限り小さくするため、常に組織として危機に対応できるよう、各部局において想定される危機事象への対応マニュアルを整備するものとする。

各部局が整備するマニュアルは、危機予防対策や危機事象発生時の対応、危機収束への対応等本指針に従い、おおむね別表1「危機管理マニュアルの構成例」を参考に作成するものとする。

マニュアルの整備に際しては、適宜、危機管理担当部と調整を行い作成するとともに、必要な見直しを行うものとする。

2 危機管理マニュアルに基づく体制整備

各部局は危機管理マニュアルに基づき、情報収集、初期対応措置、被害を最小限に抑止するための緊急対応措置及び復旧対策を講ずることができるよう、平素から、体

制、人員、資機材及び対応の手順等について点検するとともに、必要に応じて訓練を実施するものとする。

第3節 情報収集・伝達体制等の整備

1 連絡網の整備

各部局は、危機に備え、夜間休日における緊急時の情報収集伝達体制を確保するため職員の緊急連絡網を整備し、職員に周知徹底するものとする。

2 情報伝達系統の整備

各部局は、危機に関する情報等を住民に速やかに伝達するため情報伝達、連絡体制の整備に努めるとともに、避難指示等の情報が避難にあたり支援を必要とする者及びこれらの者の支援を行う者に確実に伝わるよう情報伝達システムを整備するものとする。

3 通信設備の整備

各部局は、危機事象発生時及び発生のおそれのある場合、関係部局、関係機関等と迅速に情報の収集・伝達が行えるよう、危機管理情報のシステム整備を図るものとする。この際、情報の途絶・輻輳に備え、情報通信網の多ルート化を図るものとする。

4 資機材等の整備

各部局は、危機に備え、必要な資機材を備蓄・整備するものとするとともに、取り扱いの習熟に努めるものとする。

また、平常時には備蓄しない資機材等については、危機事象発生時に円滑に調達できるよう調達方法の検討を行うものとする。

第4節 市民の協力確保

1 市民に対する啓発

各部局は、平素から、市民に対し、発生の可能性がある危機事象に関する情報を提供し、対策に必要な知識、具体的な注意等の啓発を行うとともに、建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、その他危機事象に備えるための手段を講じるよう啓発に努めるものとする。

2 市民の協力確保

各部局は、危機事象が発生した場合、市民の協力が得られるよう、平素から市民の意識向上に努めるものとする。

また危機事象が発生した場合、市民が自発的な活動を実施できるよう、各種訓練等への参加を呼びかけるとともに、地域住民が組織する自主防災組織や自主防犯組織、住民パトロール組織等に対する必要な指導・支援を行うよう努めるものとする。

第5節 事業者の協力確保

各部局は、市内にある施設、組織等の管理者に対し、危機事象発生を抑止と市の危機管理対策に積極的に協力するよう要請するものとする。

また危機事象の発生に際し、積極的に市民、地域の住民組織等と連携・協力し避難・救援活動等を実施するよう要請するものとする。

第6節 危機管理対策懇話会の設置

危機管理に関する意見を聴くとともに、危機管理意識を高め危機に対する共通認識を持つため、関係機関・団体、有識者等で構成する危機管理対策懇話会を設置するものとする。

危機管理対策懇話会は、富山市国民保護協議会条例（平成18年3月30日富山市条例第4号）で掲げる委員をもって構成する。

第3章 兆候情報覚知時及び危機事象発生時の対応

第1節 事象レベルと初動体制、対応方針

1 第一報

危機事象の兆候に関する情報（以下、「兆候情報」と言う。）又は発生を覚知した職員は、直ちに所管部局に連絡するものとする（所管部局が不明確な場合は、危機管理担当部に連絡する。）。

また、危機事象の規模や影響度に応じて、所管部局は、市長及び危機管理担当部に第一報として報告するものとする。

2 事象レベルの判定

兆候情報や発生情報を覚知した所管部局は、関連情報の収集を行い市民への影響度等に基づき事象レベルの判定を行うとともに、市長や危機管理担当部との情報共有の必要性を判断するものとする。この際、時間の経過により、事態が悪化する可能性を十分に考慮する。判断が困難な場合は、危機管理担当部に連絡するものとする。

『事象レベルの判定基準』別表2

『事象レベルに応じた初動体制と標準的な対応方針』別表3

『初動検討チェックリスト』別表4

3 所管部局が不明確な危機事象が発生した場合や、全庁的対応が必要な場合の対応

所管部局が不明確な危機事象が発生した場合や、全庁的対応が必要な場合には、危機管理担当部は、直ちに応急措置を講じるとともに、危機管理対策会議又は危機管理連絡会議を招集するなどして、関連部局及び関係機関との連携を図りながら、速やかに危機管理の措置を講じなければならない。

第2節 初動検討チーム

所管部局による事象レベルの判定が困難である場合又は市民への影響度等の評価の結果、全庁的対応が必要とされる場合に、次の事項について協議、検討する。

- ・ 危機事象として扱うかの判断
- ・ （所管部局が不明である場合）対応すべき部局の決定
- ・ 事象レベルの判定
- ・ 対応方針の決定

（初動検討チームの構成）

主 宰		
防災危機管理部長		
構 成		
防災危機管理指導監・副指導監	危機管理課長が指名する者	管財課長が指名する者
防災危機管理部次長		危機事象の所管の所属長が指名する者

第3節 危機管理対策本部の設置

危機の内容・規模に応じ、市危機管理対策本部又は部局危機管理対策本部を置くこととし、必要に応じて現地危機管理対策本部を置くことができるものとする。市危機管理対策本部には、危機に係る固有名詞を付すものとする。

市危機管理対策本部の組織図、市危機管理対策本部室及び市危機管理対策本部各部局の分掌事務は、富山市地域防災計画における富山市災害対策本部の組織図、富山市災害対策本部室及び富山市災害対策本部各部の分掌事務を準用するものとする。

1 市危機管理対策本部

重大な危機事象が発生した場合、危機事象の規模・状況により、被害や社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と判断されるときは、総合的に対応するため、市長を本部長とする市危機管理対策本部を設置するものとする。

2 部局危機管理対策本部

各部局は、所管する危機事象が発生し、又は発生するおそれがある情報を入手した場合、その危機事象の規模・状況により一から二の部局での対応が可能で、全庁的な対応が必要でないと判断されるときは、部局長を本部長とする部局危機管理対策本部を設置するものとする。部局危機対策本部を設置した場合は、市長及び危機管理担当部に報告するものとする。

危機事象の規模・状況により、被害や社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と判断される場合は、所管部局長は市長の判断を仰ぎ、市危機管理対策本部に移行するものとする。

3 危機管理対策本部室

危機管理対策本部を設置した場合は、当該危機対策の統括的窓口として危機管理対策本部室を設置するものとする。

第4節 情報収集・伝達

1 情報の収集

各部局、又は各対策本部は、夜間休日を含め、危機事象が発生し、又はそのおそれのある場合、警察、消防その他関係機関の協力を得て、迅速・的確に情報を収集するものとする。

2 情報の報告

収集把握した情報については、逐次、その内容を知り得た範囲内で速やかに市長及び危機管理担当部に報告するとともに、必要な指示を受けなければならない。

3 情報の管理

収集把握した情報は、危機事象の発生状況、被害の状況、今後の見通し、応急措置の状況等を整理し、各部局、又は各対策本部において一元的に管理するとともに、必要に応じて関係部局との連携を図るものとする。

4 情報の伝達

収集した情報のうち、市民に伝達すべき情報については、報道機関の協力も得る等、効果的な方法により市民に提供するものとする。

第5節 応急対策

1 救助

危機事象発生時において、人的被害が発生した場合は、人命の救出及び安全確保を最優先し、消防、警察、自衛隊等救助関係機関と緊密に連携するとともに、自主防災組織等住民組織の協力を得て、被害者の救出・救助に万全を尽くすものとする。

2 避難

市民を避難させる場合は、次の事項について速やかに検討し、迅速に避難の指示を行うものとする。

- ・ 避難対象地区
- ・ 避難先、避難所
- ・ 避難ルート、移動手段
- ・ 広報手段
- ・ 避難誘導のための人員
- ・ 関係機関及び市民の協力
- ・ 上記における避難行動要支援者への配慮

3 医療救護、保健衛生

危機事象により負傷、又は疾病にかかった市民に対しては、富山市民病院をはじめとする病院及び富山市医師会等の協力を得て、適切な医療救護活動を行うものとする。

また食中毒、又は感染症にかかる危機事象が発生した場合は、患者の医療、消毒、二次感染予防措置、医薬品等の確保、その他必要な保健衛生活動を実施するものとする。

4 応援の要請

危機事象に対する市の対応能力が限界を超えると判断するときは、富山県、富山市を所轄する関係の警察署、自衛隊等に応援を要請する。この場合、応援部隊の活動拠点等の提供等、応援部隊の受け入れに必要な支援を行うものとする。

応援要請を行う場合には、応援要請先が速やかに応援に駆けつけることができるよう、早期の段階から事前に準備情報等を伝えるものとする。

5 二次被害の防止

危機事象による被害の拡大及び二次被害の防止を図るため、危機管理対策本部は、危険施設、区域の安全点検、立ち入りの制限、広報その他必要な二次被害防止

措置を講じるものとする。

第6節 広報対応

1 市民への広報

危機事象発生時において、被害の拡大を防止し、市民の安全を確保するため、次の手段を活用し迅速で的確な情報提供に努めるものとする。

- ・ 市ホームページ
- ・ 市SNS
- ・ エリアメール
- ・ 防災行政無線
- ・ 広報車
- ・ 各種団体へのファックス送信
- ・ 報道機関（資料提供、記者会見）
- ・ ケーブルテレビ

（主な広報の内容）

- ・ 発生状況
- ・ 被害の拡大、二次被害の可能性
- ・ 市民のとりべき対応
- ・ 市の対策の実施状況
- ・ ライフラインの状況
- ・ 要配慮者への支援の呼びかけ

2 報道機関への情報提供

報道機関等への情報提供は、市民の不安解消のため、積極的な広報に努めるものとする。

第7節 被害者の救済

1 生活相談

危機事象により被害を受けた市民からの相談に対応するため、必要な窓口を開設するものとする。

2 健康相談

危機事象による負傷・疾病、又は、生活環境の激変による健康への著しい不安等に対処するため、医師会等と協力し、健康相談を実施する。又、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対処するため、必要なケア体制を確保するものとする。

3 生活支援

危機事象により住居を失い、又は、生活の糧を失う等、自己の力では生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、速やかな生活支援のための方策を講じるものとする。

第4章 危機収束への対応

第1節 復旧対策の推進

1 安全確認

危機事象に係る応急対策がおおむね完了し、新たな被害の発生や被害拡大のおそれがないと判断した場合は、関係機関と連携し、速やかに当該危機事象の安全確認を行うものとする。

安全が確認された場合は、速やかに報道機関に情報提供するとともに、広報車、広報紙等により市民に周知するものとする。

2 市民生活の安定

危機事象により、情報、交通、物流、金融、健康、教育、その他の社会環境に重大な停滞・機能停止を来たした場合は、関係機関の協力を得て、速やかな機能回復を図り、市民生活の安定を図るものとする。

第2節 再発防止

各部局は、危機事象の原因分析、対応策、課題等を取りまとめ、再発防止に努めるとともに、マニュアルを点検し、見直す等対策の改善に資するものとする。

別表1 危機管理マニュアルの構成例

項目	細目	内容	備考
1 事前 対策	(1)体制の整備	・担当者、任務分担等	・任務分担表
	(2)招集動員計画の整備	・緊急連絡網 ・招集動員計画	・名簿、連絡ルート
	(3)緊急時連絡先の整備	・危機管理担当部連絡先 ・緊急時の関係機関連絡先	・連絡先一覧
	(4)資機材の整備	・品目、数量、保管場所 ・操作・取扱い方法	・不足する資機材の調達先一覧
	(5)職員研修、訓練	・役割・任務の確認 ・実施方法、実施内容の確認	
	(6)市民の啓発	・予防対策 ・非常袋等の備え ・発生時の対応	・市広報等の活用
2 発生時 の対応	(1)発生報告	・まず第一報を入れる	・報告様式 ・報告先
	(2)情報収集と内容の確認把握	・速やかに確認すべき事項（被害規模、被害地域、死傷病者の概数、応急対策の概要、被害拡大の可能性等）	・確認すべき事項の一覧
	(3)応急対策	・部局の応急対策 ・他の機関に任せるべき応急対策	・部局が行うべき応急対策、他機関に要請すべき応急対策項目の整理
	(4)応援要請	・要請の判断基準（要請準備情報を含め） ・要請先窓口 ・要請要領	・要請先の緊急時連絡方法
	(5)市民への情報提供	・危機事象の概要 ・避難指示の判断基準 ・情報伝達要領 ・避難等市民がとるべき対応方法	・市広報誌等に紹介し周知徹底する
3 事後 対策	(1)復旧対策	・市民生活の安全確保対策	
	(2)被害者対策	・相談窓口 ・健康被害調査	
	(3)再発防止対策	・原因究明	

別表2 事象レベルの判定基準

標準的な判定基準		事象レベル	
		事象発生前	事象発生中
情報の信憑性 (低)	以下の全てに該当 ・情報の影響度（低） ・想定される人的・物的被害の度合い、規模、範囲（小） ・緊急度(時間的切迫度)（低）	1	3
・	↑	1・2	4
情報の信憑性 (高)	以下のいずれかに該当 ・情報の影響度（高） ・想定される人的・物的被害の度合い、規模、範囲（大） ・緊急度(時間的切迫度)（高）	2	5

別表3 事象レベルに応じた初動体制と標準的な対応方針

事象 レベル	体制		対応の基本方針				
	所管部局が明確で 全庁的な対応が不要	所管部局が不明確又は 全庁的な対応を要する	参集方針	情報管理	庁内の 情報共有	市民への 公表	
1 (発生前)	個別の指針に基づく部局対応		初動検討チーム (防災危機管理部長主宰)	参集又は電話連絡等により方針を検討し、その後、一定時間経過後に状況確認を行う。	・連絡体制の確認 ・情報収集方針の検討 ・情報の共有	積極的な 情報共有 は行わな い。	積極的な 公表は行 わない。
2 (発生前)		必要に応じて※ 関係部局危機管理 連絡会議(防災危機 管理部長主宰)	初動検討チーム又は 関係部局危機管理連絡会議 (防災危機管理部長主宰)	参集又は電話連絡等により方針を検討し、以後、随時、状況確認を行う。	(上記に加え) ・発生後の体制確認 ・事前対策の実施	原則、情報 共有	積極的な 公表は行 わない。
3 (発生中)	個別の指針に基づく部局対応		初動検討チーム (防災危機管理部長主宰)	参集又は電話連絡等により方針を検討し、その後、一定時間経過後に状況確認を行う。	・所管部局に一元化 ・適宜、所管部局から、市長及び危機 管理担当部に報告	積極的な 情報共有 は行わな い。	積極的な 公表は行 わない。
4 (発生中)	【部局危機管理 対策本部】 (部局長主宰)	必要に応じて※ 関係部局危機管理 連絡会議(防災危機 管理部長主宰)	初動検討チーム又は 関係部局危機管理連絡会議 (防災危機管理部長主宰)	参集又は電話連絡等により方針を検討し、以後、随時、状況確認を行う。	・所管部局に一元化 ・適宜、所管部局から、市長及び危機 管理担当部に報告	原則、情報 共有	原則、公表
5 (発生中)	【部局危機管理 対策本部】 (市長又は部局 長主宰)	(部局が主導で きない場合) 危機管理対策本 部(市長主宰)	危機管理対策本部 (市長主宰)	速やかに参集し、以後、定期的に状況 確認を行う。	・主たる所管部局に一元化 ・逐次、危機管理担当部に報告 ・所管部局又は危機管理担当部から 市長に報告	原則、情報 共有	原則、公表

その他、検討すべき事項

- ・ 初期の対応方針を検討した後に、状況を確認する日時
- ・ 庁内の情報共有の内容と手段
- ・ 関係機関との情報共有や協力要請

- ・ 市長や危機管理担当部への報告手段、報告者
- ・ 市民への公表の内容と手段

(危機発生時の検討項目は「初動検討チェックリスト」のとおり)

別表4 初動検討チェックリスト

初動検討チェックリスト（富山市危機管理基本指針）

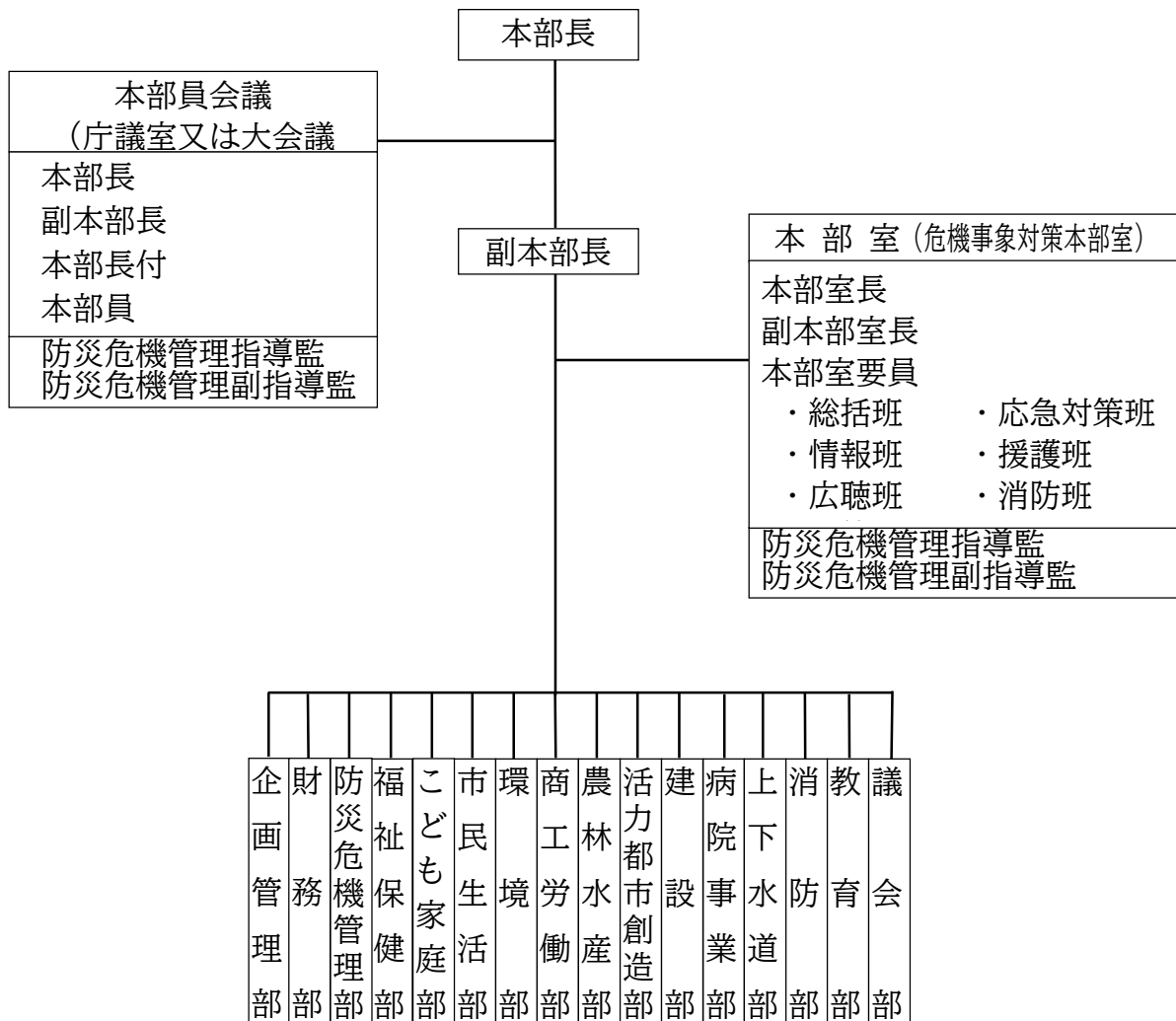
- 1 危機事象の兆候情報又は発生情報の情報源と情報内容は信頼できるものか。
- 2 初動対応に要する職員全員に情報が伝わっているか。
- 3 市長及び危機管理担当部との情報共有の必要性を検討したか。
必要と判断した場合、連絡したか（連絡日時、連絡した者）。
- 4 事象の信憑性や影響度、緊急度に応じた事象レベルの検討を行ったか。
- 5 事象レベルに応じた体制と対応方針について検討を行ったか。
市職員の参集方針（事態が変化することを想定）

市内部の関係部局への情報提供の必要性
必要と判断した場合、連絡したか（連絡日時、連絡した者）。

市外部の関係機関との情報共有や協力要請の必要性
必要と判断した場合、連絡したか（連絡日時、連絡した者）。

市民への公表の必要性を検討したか。
必要と判断した場合、周知する方法、日時、内容、想定問答を用意したか。

別表5 富山市危機管理対策本部組織図
 (富山市災害対策本部の組織図に準拠)



別表6-1 市危機管理対策本部の分掌事務（本部室）

班	担 当	分 掌 事 務
総括班	総務担当 (防災課・危機管理課など)	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の運用に関すること。 4 県への災害概況即報等の報告に関すること。 5 県内市町村、応援協定締結都市に対する応援要請及び受け入れに関すること。 6 県への応援要請及び受け入れに関すること。 7 自衛隊の災害派遣に関すること。 8 市民への避難措置の発表に関すること。 9 県公安委員会への交通規制の要請に関すること。
	広報担当 (広報課など)	1 本部室に係る広報に関すること。 2 報道機関に関すること。
	管財担当 (管財課・契約課など)	1 本部室の設置に関すること。 2 本部室の資機材、食料等の調達に関すること。
	人事担当 (職員課など)	1 本部室に係る要員配置の指示に関すること。
情報班	情報担当 (企画調整課など)	1 発災初期の概括的被害状況の把握等被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害情報の共有化に関すること。
広聴班	広聴担当 (地域コミュニティ推進課など)	1 市民からの通報の処理に関すること。 2 市民からの問い合わせの処理に関すること。
応急 対策班	応急対策担当 (道路整備課・道路河川管理課・河川整備課・公園緑地課・営繕課・道路構造保全対策課・学校施設課など)	1 道路、河川、施設等の応急対策の指示、総括に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。 3 物資等の応援を要請する関係団体への連絡職員の派遣に関すること。
援護班	援護担当 (福祉政策課・生活支援課など)	1 避難所の設置及び援護対策の指示、総括に関すること。 2 要配慮者の支援に関する指示、総括に関すること。 3 災害救助法関係事務の総括に関すること。
	医療救護担当 (生活支援課など)	1 医療救護の指示、総括に関すること。 2 防疫活動の指示、総括に関すること。
	輸送担当 (納税課など)	1 緊急輸送の指示、総括に関すること。 2 輸送用船舶、ヘリコプター、航空機の確保に関すること。
	清掃担当 (環境センター管理課など)	1 し尿及びごみの処理に関すること。
	食料担当 (農政企画課・地方卸売市場など)	1 食料品等の調達の指示に関すること。
消防班	消防担当 (消防局)	1 消防活動の連絡調整に関すること。
連絡班	連絡担当 (各部局)	1 本部、各部との連絡に関すること。

別表6-2 市危機管理対策本部の分掌事務（本部各部）

市災害対策本部各部の分掌事務に準じる。